

高等学校生徒通学費補助金

この補助制度は、生徒が遠方から通学される家庭の通学費の一部を補助する**京都府**の制度です。
 令和6年度の補助要綱はまだ示されていませんが、**令和5年度の補助要綱を参考にご案内いたします。**
 令和6年度(例年7月頃)の補助申請の時期が近づきましたら、改めて共栄学園事務局からご案内をさせていただきます。
 なお、令和6年度において条件等が変更となる可能性もありますので、後日、教室内の掲示板やclassi等で改めてお知らせする**令和6年度の補助要綱を必ずご確認ください。**
 申請をお考えの方は、令和6年4月以降分の通学定期券等のコピー又は領収書を保管しておいてください。

※以下、令和5年度の補助要綱です

◇ 対象者は、府内の私立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①②③いずれにも該当される方です。

- ① 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)を受給されていない方
- ② 次のア又はイに該当する方

ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2の所得基準額以下の方

イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の住民税の所得割額が非課税の方
 ※住民税所得割額＝市町村民税所得割＋道府県民税所得割

別表1

世帯人員	所得基準額
3人以下	6,849,000円
4人	7,062,000円
5人	7,275,000円
6人	7,488,000円
7人以上	7,488,000円+213,000円/1人増

別表2

世帯人員	所得基準額
2人以下	3,001,000円
3人	3,347,000円
4人	3,571,000円
5人	3,785,000円
6人	3,969,000円
7人以上	3,969,000円+162,000円/1人増



③ 1ヶ月の通学費負担額が次の金額を超えている場合

- ◆ 上記②のア「別表1」に該当する場合……22,100円
- ◆ 上記②のア「別表2」に該当する場合……17,000円
- ◆ 上記②のイ「世帯全体の住民税所得割が非課税」の場合……10,000円

◇ 補助金の算定方法 (算定後、1,000円未満切り捨て)
 (1年間の定期券等購入額-(22,100円、17,000円又は10,000円)×定期券等購入月数)×1/2

<例1> 所得要件「別表1」に該当 1年間の定期券等購入額 275,000円(11ヶ月)
 (275,000円-(22,100円×11月))×1/2=15,950円 → 年額15,000円補助

<例2> 所得要件「別表2」に該当 1年間の定期券等購入額 220,000円(11ヶ月)
 (220,000円-(17,000円×11月))×1/2=16,500円 → 年額16,000円補助

<例3> 所得要件「住民税所得割非課税」1年間の定期券等購入額 165,000円(11ヶ月)
 (165,000円-(10,000円×11月))×1/2=27,500円 → 年額27,000円補助

◇ 補助金を申請する場合は、在学する高等学校に申し出いただき、申請書をお取り寄せください。申請書に下記の関係書類を添付し、在学する高校へ提出してください。(期日は各校が定める日)

- ① 最新年度の課税(所得)に関する証明書
- ② 定期券等の券面のコピー(令和6年4月以降分)
- ③ その他、申請に必要な書類

◇ 問い合わせ先

◆ 京都共栄学園高等学校 (TEL0773-22-6241)